

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）  
に関するよくあるお問い合わせ

【令和3年6月4日時点】

No.	質問	回答
1. 給付金について		
1	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）（以下「給付金」という）の支給は、どのような趣旨に基づくものですか。	新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実態を踏まえた生活の支援を行う観点から、特別給付金を支給するものです。
2	いつ頃から支給が開始されるのですか。	今回の給付金は、令和3年度分課税情報が判明した後に支給対象であるかどうかを市区町村が確認し、給付のための手続を進めることとなっています。お住まいの市区町村によって、支給開始時期は異なりますので、詳しくはお住まいの市区町村のホームページなどを御確認ください。
2. 対象者について		
3	この給付金の対象者はどのような人ですか。	今年の3月末に18歳未満であった子ども又は20歳未満の障害児を養育している方で、令和3年度分の住民税均等割が非課税である方、又は、令和3年1月1日以降に収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方が対象となります。また、令和3年4月1日以降に生まれた児童も対象となります。
4	今回の給付金は、生活保護受給世帯には支給されますか。また、生活保護の収入認定はされますか。	生活保護を受けている方であっても、本給付金の支給対象者の要件を満たせば、支給対象者となります。なお、本給付金は、生活保護制度上、収入として認定しない取扱いとなります。
5	DVを理由に避難していますが、住民票を元の住所地から移動していません。現在生活している避難先の市区町村で給付金を申請することは可能ですか。	DVを理由に避難している場合、住民票にかかわらず、現在お住まいの市区町村が本給付金の対応を行います。その上で、避難者の方が受給できるかは状況により様々なケースが考えられますので、お住まいの市区町村にご確認ください。なお、避難者の方が既に4月分の児童手当（特別児童扶養手当）の受取人となっている場合には、要件を満たせば、児童手当（特別児童扶養手当）の支給口座に申請不要で支給されます。
6	離婚したのですが、対象となるでしょうか。	既に4月分の児童手当（特別児童扶養手当）の受取人となっている場合には、本給付金の要件を満たせば、児童手当（特別児童扶養手当）の支給口座に申請不要で支給されます。5月以降に受取人となった場合でも、申請不要で支給を受けられる場合がありますが、詳しくはお住まいの市区町村にご確認ください。
7	事実婚でパートナーがいますが、ひとり親の給付金は受けられないと言われました。こちらの給付金は対象になりますか。	事実婚などにより、ひとり親分の給付金の対象とならない方については、本給付金の支給要件を満たす場合には対象となります。
8	里親は支給の対象となりますか。	里親の方であっても、本給付金の支給要件を満たす場合には対象となります。
9	児童養護施設の児童など、施設入所児童は支給の対象となりますか。	対象となりません。
10	4月以降に生まれた新生児の分は支給の対象になりますか。	令和3年4月1日以降、令和4年2月28日までに生まれた児童も対象となります。
11	今年の3月に高校を卒業した子の分は支給の対象になりますか。	対象となりません。ただし、児童が特別児童扶養手当の対象児童である障害児である場合、対象児童となります。
12	4月以降に対象児童が亡くなりました。この場合、その子の分は支給の対象になりますか。	当該児童に係る児童手当等を受給していた方が本給付金の対象者であれば、支給の対象となります。（令和3年3月31日より前に死亡した場合は対象となりません。）

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）  
に関するよくあるお問い合わせ

【令和3年6月4日時点】

No.	質問	回答
13	住民税非課税とは、いつの年度になりますか。	令和3年度の市町村住民税均等割が非課税の方が対象となります。
14	なぜ令和3年度の課税情報なのですか。	本給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響による収入減等によって、厳しい状況にある低所得の子育て世帯に対して生活支援を行うためのものです。 新型コロナウイルス感染症による所得・収入等への影響は、令和2年以降に表れており、その状況を実績としてしっかりと把握した上で、給付する必要があるため、令和3年度の非課税者（令和2年所得ベース）を対象とすることとしています。 その上で、令和3年に入ってから家計が急変し、住民税非課税である方と同様の事情にあると認められることとなった方についても、支給の対象となります。
15	住民税非課税とはどのくらいの収入水準を指しますか。	住民税非課税者については、世帯類型や世帯員の稼得状況によって異なります。 詳しくは1月1日に居住していた市区町村のホームページなどでご確認ください。
3. 「家計急変」の考え方について		
16	令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった場合も支給されるということですが、どのような場合を家計急変と言うのですか。	家計急変については、令和2年は一定の収入があったため令和3年度は住民税が課税となっている方が、 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少しており、令和3年1月以降のいずれかの1か月の収入額を12倍（12か月換算）にした年収見込額が、住民税非課税相当と見なされる場合などに支給対象となります。 なお、所得の急変によって申請を行うこともできますが、その際、収入は減少しておらず、支出が増加したために所得が減っているような場合には支給の対象にはなりません。 家計急変の対象となる方は、申請での手続になりますので、お住まいの市区町村のHPなどで申請書等の様式、所定の方法で申し込んでください。
17	収入とは何を指しますか。育児休業給付金や失業給付を受けている場合、これも収入に含まれるのでしょうか。	給与収入、事業収入、不動産収入、公的年金収入（非課税のものは除く）となります。 賞与などの臨時的な収入や育児休業給付や失業給付などの非課税の収入は含みません。
4. 申請手続について		
18	支給を受けるに当たって、申請は必要ですか。	住民税非課税で、4月分の児童手当（特別児童扶養手当）の受取人となっていれば、児童手当（特別児童扶養手当）の支給口座に申請不要で支給されます。 それ以外の方については、申請をしていただく必要がある可能性がありますのでお住まいの市区町村のホームページなどでご確認ください。
19	マイナンバーを活用して申請不要とするという報道がありますが、どのように手続すればいいのでしょうか。	住民税非課税であり、4月分の児童手当（特別児童扶養手当）の受取人となっていれば、市区町村が保有している情報をもとに該当について確認し、児童手当（特別児童扶養手当）の支給口座に申請不要で支給されます。 それ以外の方については、申請をしていただく必要がある可能性があります。 その際には、お住まいの自治体の市区町村が作成する申請書でマイナンバーを記入していただくことがありますが、マイナンバーがない（わからない）と本給付金がもらえないということはありません。
20	マイナンバーカードを持っていないのですが、給付金はもらえないのでしょうか。	マイナンバーカードを持っているかどうかは本給付金の受け取りに関係がありません。
21	児童手当も特別児童扶養手当も受給していないのですが、申請が必要ですか。	住民税非課税で、4月分の児童手当（特別児童扶養手当）の受取人となっていれば、児童手当（特別児童扶養手当）の支給口座に申請不要で支給されます。 それ以外の方については、申請をしていただく必要がある可能性がありますのでお住まいの市区町村のホームページなどでご確認ください。

低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の子育て世帯分）  
に関するよくあるお問い合わせ

【令和3年6月4日時点】

No.	質問	回答
22	申請が必要な場合、どのような書類を整える必要がありますか。	<p>申請していただく場合、お住まいの市区町村において定められた申請書への記入・提出が必要となります。</p> <p>その際には、本人確認書類や受取口座を確認できる書類などの添付資料が必要となりますが、詳しくは、お住まいの市区町村のホームページなどでご確認ください。</p>
5. 低所得のひとり親世帯向けの給付金について		
23	ひとり親世帯に対する給付金を受給したのですが、この給付金を受給することはできますか。	<p>今年の4月以降にひとり親世帯に対する給付金を受給した場合、その子の分については本給付金の対象外となります。</p> <p>今年の4月以降に生まれた子どもの分で、その子についてひとり親世帯の給付金を受け取っていない場合であれば、本給付金の要件を満たせば支給の対象となることがあります。詳しくはお住まいの市区町村にお尋ねください。</p>
24	ひとり親世帯に支給される給付金は、どのような対象者に支給されるのでしょうか。	<p>・18歳を迎えた後最初の3月31日までの間にある児童 ・20歳未満の障害をもっている児童等を監護等しているひとり親（養育者等を含む。）で、次に該当する方です。</p> <p>令和3年4月分の児童扶養手当が支給される方（全部支給停止者は除きます。） 公的年金等を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方</p> <p>ただし、同じ児童について、ひとり親世帯以外の子育て世帯分と重複して受給することはできません。</p> <p>詳しくは厚生労働省のホームページ (<a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11456.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11456.html</a>) を御覧いただく、または、ひとり親世帯給付金のコールセンター（0120-400-903）やお住まいの市区町村までお尋ねください。</p>